導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　①人口構造について

　　本町の人口は、昭和４０年の１６，２４３人をピークに令和２年では８，４４２人と減少を続けると共に高齢化が進み、６５歳以上の老年人口割合は平成２２年の３５．２％から令和２年４３．７％と高齢化が顕著となっている。

一方、生産人口（１５～６４歳）は平成２２年の５，５６８人から令和２年には　　　４，０４３人と約２７．３９％の減少、年少人口も減少を続けており、少子高齢化は町の存続にも関わる重要な課題となっている。（*人口数は国勢調査引用）*

　　②産業構造について

　　本町は支笏洞爺国立公園内にあり、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かな町となっており、世界ジオパークに指定された豊富な自然遺産を求め、多くの観光客が訪れる観光地であり、その環境の下で農漁業、商工業、サービス業と都市型の産業構造となっており、産業別就業者数（１５歳以上）からみると、第３次産業が７２．２％と最も高く、その大半は医療・福祉従事者と、観光地であることから宿泊業や飲食業で従事する方となっている。

続いて第１次産業が１４．３％となっており、農業では、野菜をはじめとしたいも類、豆類、水稲などの生産と畜産が行われ、特に「セルリー、赤シソ」は北海道でもトップクラスの生産量を誇っており、漁業においては、噴火湾でのホタテ養殖を中心に、「ホタテ、うに、かれい」などの水産加工業が行われている。

　　建設業や製造業などの第２次産業は１３．５％となっている。

*（令和２年国勢調査引用）*

【表】洞爺湖町の産業構造

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従事者数 | 割合 |
| 第１次産業 | 544人 | 14.3％ |
| 第２次産業 | 515人 | 13.5％ |
| 第３次産業 | 2,759人 | 72.2％ |

　③中小企業者の実態

　　本町では、人口減少が年間約１７０人弱で推移しているものの、地域経済を担う町内商工業者は、平成３０年に２９８事業者（商工会会員事業所数）で、令和６年度現在では、３０７事業者となり回復傾向に転じた。商工会会員事業所数上昇率は１０３．０％となっている。（洞爺湖町商工会調べ）

　④洞爺湖町内の産業における課題

本町の課題として、新型コロナウイルス感染症による消費者の生活スタイルの変化、インターネット等を活用した販売形態等の影響を受け、厳しい状況下におかれている。

加えて、ホテル・旅館業、運輸業、建設業、医療・福祉、農業・漁業など、企業数は増加傾向にあるものの、どの産業分野においても人出不足・担い手不足などの課題がある。

（２）目標

中小企業等経営強化法 49 条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資による労働生産性の向上を

図り、中小企業の売上向上、町内産業全体の経済活性化を目指す。これを実現する

ための目標として，計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とす

る。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものという。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、多種多様な業種にわたり、広く事業者の生産性向上を実現するた

め、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化

法施行規則第７条第１項により規定される先端設備等の全てとする。

ただし、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるものに

限る。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町の産業は、地域を問わず広域に立地している。そのため、地域を問わず広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は洞爺湖町全域とする。

（２）対象業種・事業

　本町の産業は、多種多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、業種を問

わず、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって，本計画におい

て対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村等の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込ま

れている事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　令和７年４月１日～令和９年３月３１日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）雇用への配慮

　　人員削減を目的とした取組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

（２）健全な地域経済の発展への配慮

　　公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

（３）町税を滞納しているものを除く。